

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業政策部会
市場検証委員会（第2回）事業者ヒアリング
ご説明資料

2025年8月5日
ソフトバンク株式会社

1. 議論の前提 及び 市場等の現況に関する認識

2. NTTの考え方に関する意見

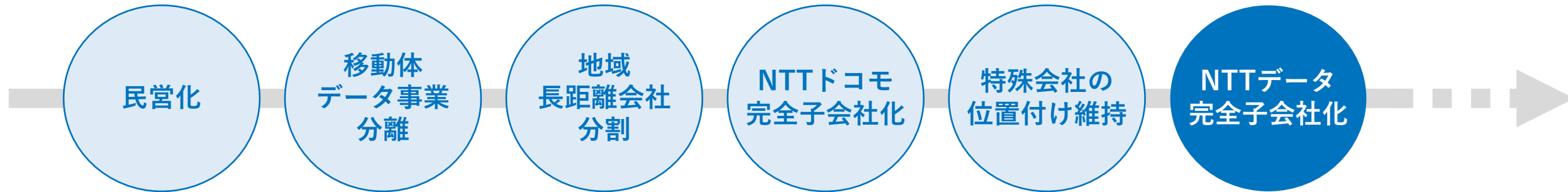
3. 必要な規律等

1. 議論の前提 及び 市場等の現況に関する認識

2. NTTの考え方に関する意見

3. 必要な規律等

NTTグループの在り方について、市場の状況に応じた見直しには必ずしも反対の立場ではない
ただし、NTTグループの特殊性は不変であり、この点を踏まえた検証・規制が必須



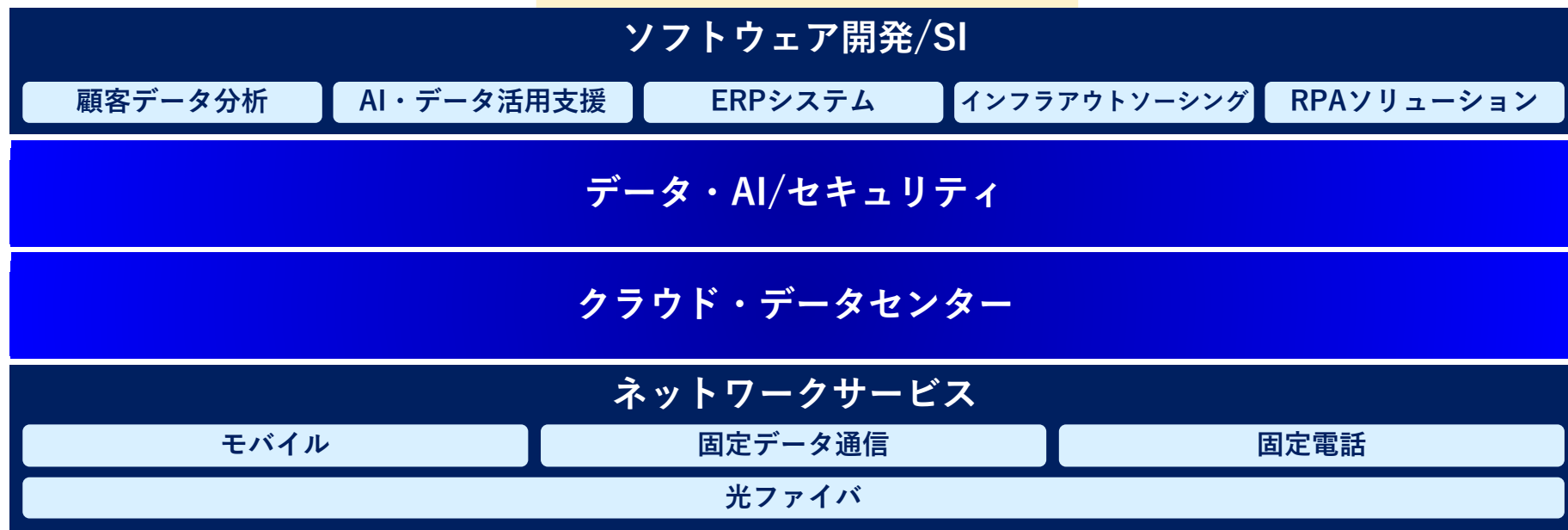
NTTの特殊性は不変

(①ユニバーサルサービス ②経済安全保障 ③公正競争 等の確保の観点)

AIをはじめとするデジタル技術の進展が、産業構造や社会の在り方を変革
競争の軸は通信サービスに加え、マルチレイヤーによる高付加価値ソリューションの提供へ

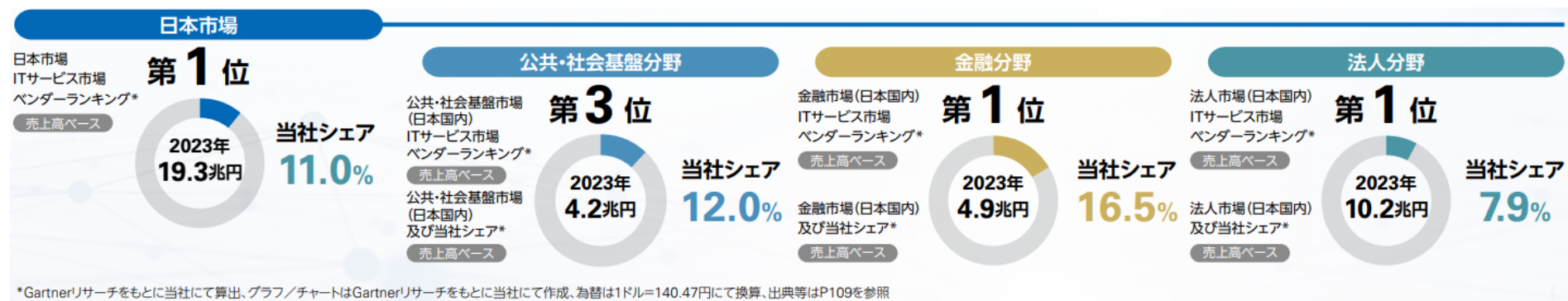


各レイヤーを束ね、一体的なコンサルティング・ソリューション提供



経済・社会システムに
対する新たな変革領域

通信サービスの隣接市場である法人向けITサービスにおいて、NTTデータは国内トップシェア



出典：NTTデータグループ 統合レポート2024（2025年4月22日）

NTTデータのITサービス企業としての競争力
(公社時代から開発・運用しているシステム（全銀システム※、CAFIS※、官庁会計システム 等）、顧客等の存在)



※全銀システム：全国銀行データ通信システム
※CAFIS：Credit And Finance Information Switching system（キャッシュレス決済プラットフォーム）

NTTグループ各社が有する局舎（全国7,000局）、ネットワーク、不動産、信用力、営業力 等

NTT各社のネットワークやその他資産等との連携強化は
NTTグループの競争力を一層高める蓋然性が極めて高い

1. 議論の前提 及び 市場等の現況に関する認識

2. NTTの考え方に関する意見

3. 必要な規律等

過去、NTTは政府方針に反しNTTドコモの完全子会社化を実施
NTTデータの完全子会社化も自ら否定しながらも、今回実施に至る

本件取引後の経営体制等



- 現時点未定だが、NTTドコモを完全子会社化した上で、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアのNTTドコモへの移管など、グループ会社との連携強化について検討していく考え
- **NTTデータについては、完全子会社化する考えはない**

出典：日本電信電話株式会社 NTTドコモの完全子会社化について（2020年9月29日）

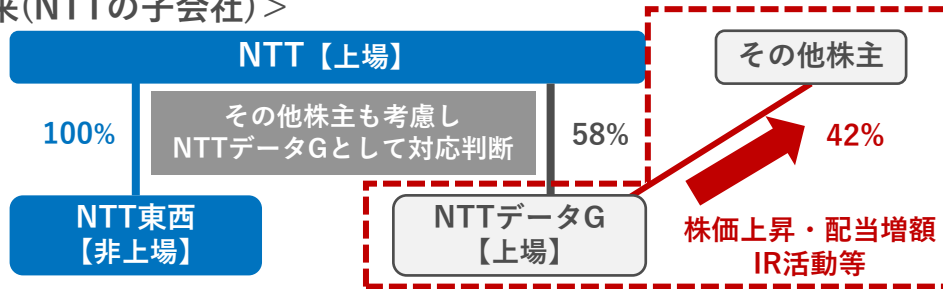
環境変化などを理由に変更し得るNTTの意向・方針に左右されることのない法規制のもと
必要な措置を講じることが重要

【NTTの考え方①】

NTTデータグループはもともとNTTの子会社で、完全子会社化が公正競争に与える影響はない

【再編前後の組織イメージ】

<従来(NTTの子会社)>



その他株主も意識した上場企業としての経営自体が
公正競争環境確保に資する働きを有する

(NTTデータGとしての業績向上、役員選任、情報開示、各種コンプライアンス遵守等)

<再編後(NTTの完全子会社)>



NTTの戦略に基づくグループ最適が最優先となり
禁止行為規制遵守等のインセンティブが弱まる

(ボトルネック設備に関する優遇、グループ内優遇措置等)

【過去の審議会議論等での分離会社に対する出資比率低下に対する評価】

<NTTデータグループ>

分離の際、NTTは、「新会社の設立により、市場の公正な競争条件を阻害しないよう、NTTとして下記のような配慮を行う」旨を公表し（1988年4月18日）、これが、現在まで、NTTデータに関する累次の公正競争条件とされている。

(1) 出資比率の低下

NTTの新会社に対する出資比率については、設立時は分社特有の出資形態をとることから100% 出資とするが、新会社株式の上場等の機会をとらえ出資比率を低下させる。

出典：情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 市場検証委員会（第1回）
資料1-5 NTTデータグループの完全子会社化に係る検証について（2025年7月23日）

<NTTドコモ>

(4) 出資比率の低下

中核となる会社（注：地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央）の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

出典：「NTTグループに係る公正競争確保のための措置について」 総務省説明資料（2005年12月21日）

<NTTドコモビジネス(旧 NTTコミュニケーションズ)>

・平成11年のNTT再編成によってNTTの子会社として設立されたNTTコミュニケーションズへの出資比率については、平成12年12月21日の電気通信審議会の答申において次のように述べられている。

①・②（略）

③ このため、NTTコムが自らの判断で、できるだけ早期に上場会社となれるよう、現在のNTT法附則に規定されている規制（持株会社によるNTTコム株式売却に関する認可）を必要に応じて撤廃又は緩和すべきである。

④ また、東・西NTTと一人株主たる持株会社を通じて実質的に一体的であることから生じる様々な公正競争上の問題を払拭し、NTTコムが地域通信市場における東・西NTTの有力な競争相手となることにより市場の活性化を図る観点から、持株会社の出資比率を低下させることにより、その経営の実質的な独立性を確保することが重要である。

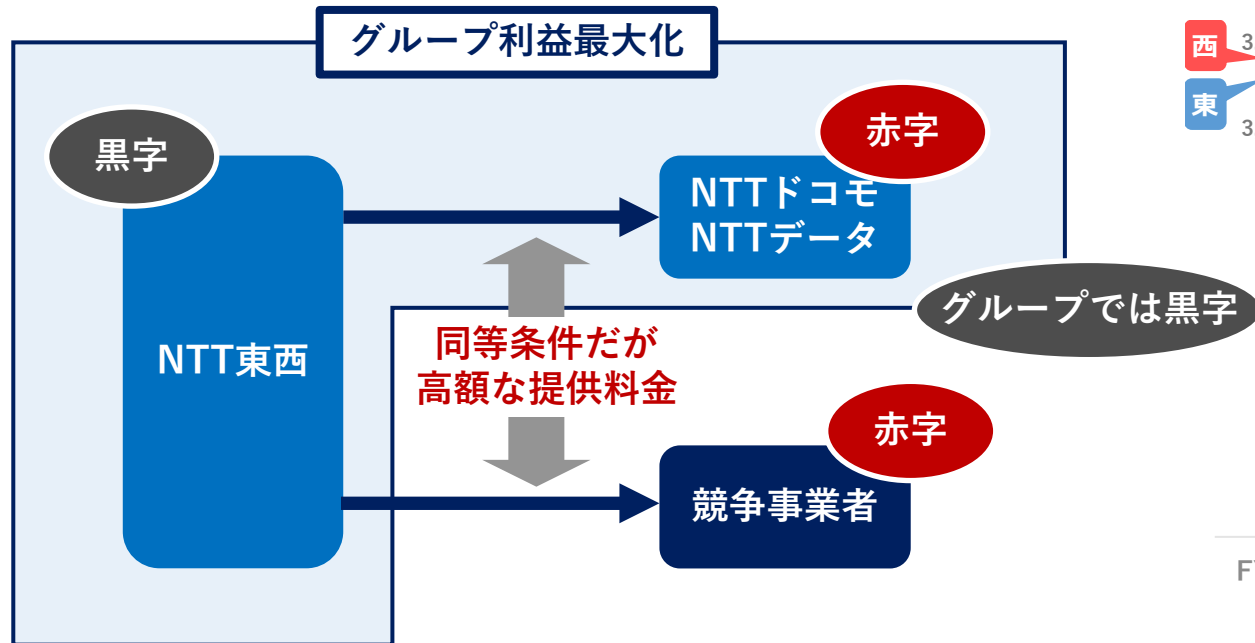
出典：情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会（第8回） 資料8-3 参考資料（2014年6月10日）

公正競争への影響という観点において、子会社と完全子会社では差異が存在

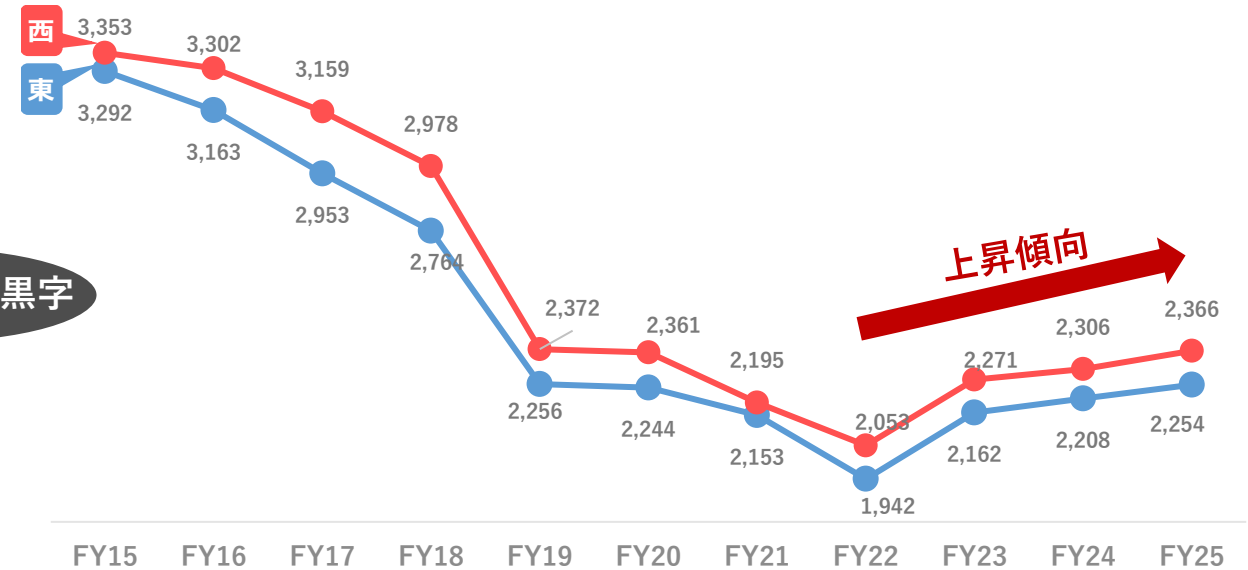
（過去の審議会議論等においても、分離会社への出資比率の低下・独立上場は求められている）

【NTTの考え方①】

NTTデータグループはもともとNTTの子会社で、完全子会社化が公正競争に与える影響はない



光ファイバ（シングルスター）単価推移 【単位：円/月/芯線】



出典：公開情報より当社作成

第一種指定電気通信設備に関する提供料金を高止まりさせることが戦略上有利となる

【NTTの考え方②】

NTTデータ分社時にNTTが公表した「公正競争条件への配慮事項」について、必要な項目は法定化等の整備が進んでいるほか、NTTはそれらの公正競争条件を遵守する

公正競争条件の配慮事項（1988年）

①回線設備の公平な提供

…回線提供にあたって、NTTデータグループを有利に扱わない

②共同資材調達への禁止

…NTTとNTTデータグループは共同資材調達を行わない

③在籍出向の禁止

…NTTからNTTデータグループへの社員の移行は転籍で行う

④取引条件の公平性の確保

…NTTとNTTデータグループの間において行われる取引は、他の第三者と同等の取引条件により行う

⑤出資比率の低下

…新会社株式の上場等の機会をとらえ出資比率を低下させる

現在

データ分社後に法定化等で確保済み

1997年：一種指定設備規制（事業法33条）

2001年：禁止行為規制（事業法30条）

2020年：共同調達に関する指針

2025年事業法改正にて法定化済み

・禁止行為規制（事業法31条）

①～④の担保措置の側面を有する項目であり、上記のとおり、ルール化された現在において、維持する必要性は薄れている

完全子会社化で規制遵守のインセンティブが弱まる

一部は特定関係事業者が対象・法定化の範囲は省令次第

規制遵守のインセンティブを弱める

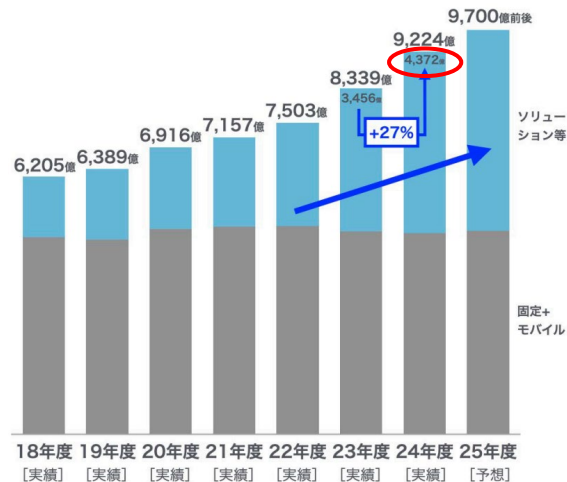
出典：情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 市場検証委員会（第1回）
資料1-6 NTT株式会社提出資料より（2025年7月23日）

現時点で法定化等の整備は十分ではなく、禁止行為規制等の効果が弱まるおそれあり
（必要と考える規律については後述）

【NTTの考え方③】

ソリューション市場においてNTTデータは市場支配的地位になく、Sierは顧客ニーズに応じて最適なキャリア・サービスを選択する必要があることから、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はない

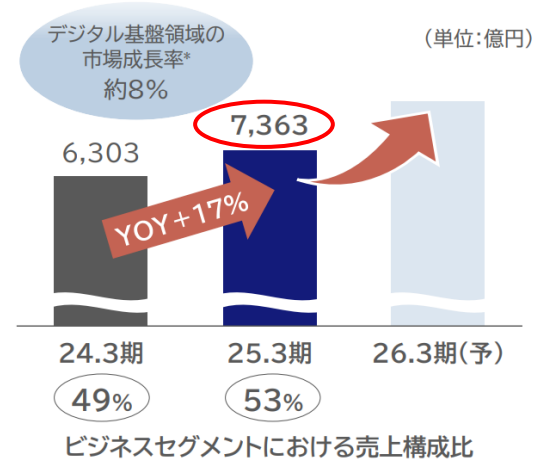
エンタープライズ事業 売上高 [円]



出典：ソフトバンク株式会社 2025年3月期 決算説明会資料

ソフトバンク 4,372億円

グロス領域売上推移 市場を上回る成長率で事業を拡大



出典：KDDI株式会社 決算説明会2025年3月期（2024年度）資料

KDDI 7,363億円

売上高	2024年3月期 4月～3月	2025年3月期 4月～3月
	43,674	46,387
合計		
日本	17,570	19,332
海外	26,545	27,509
その他	▲441	▲454

出典：株式会社NTTデータグループ 2025年3月期 決算説明資料

NTTデータグループ 1兆9,332億円
(海外を含めると4兆6,387億円)

法人セグメントにおけるNTTデータの売上高規模は圧倒的

【NTTの考え方③】

ソリューション市場においてNTTデータは市場支配的地位になく、Slerは顧客ニーズに応じて最適なキャリア・サービスを選択する必要があることから、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はない

① 通信インフラとの垂直統合による優越的地位の形成

- NTTデータがNTTの完全子会社となることにより、市場支配力を有するNTT東西やドコモ等の通信インフラと密接に連携可能な唯一の大手SI企業となり、禁止行為規制の潜脱等がなされた場合、他社サービスが排除され得る
- ネットワーク接続やMEC、エッジ等の基盤を活用したソリューションの提供にあたり、NTTデータは競合Slerがアクセスできない通信レイヤーに関与できる立場となり、ソリューション提供時に優位性を有する

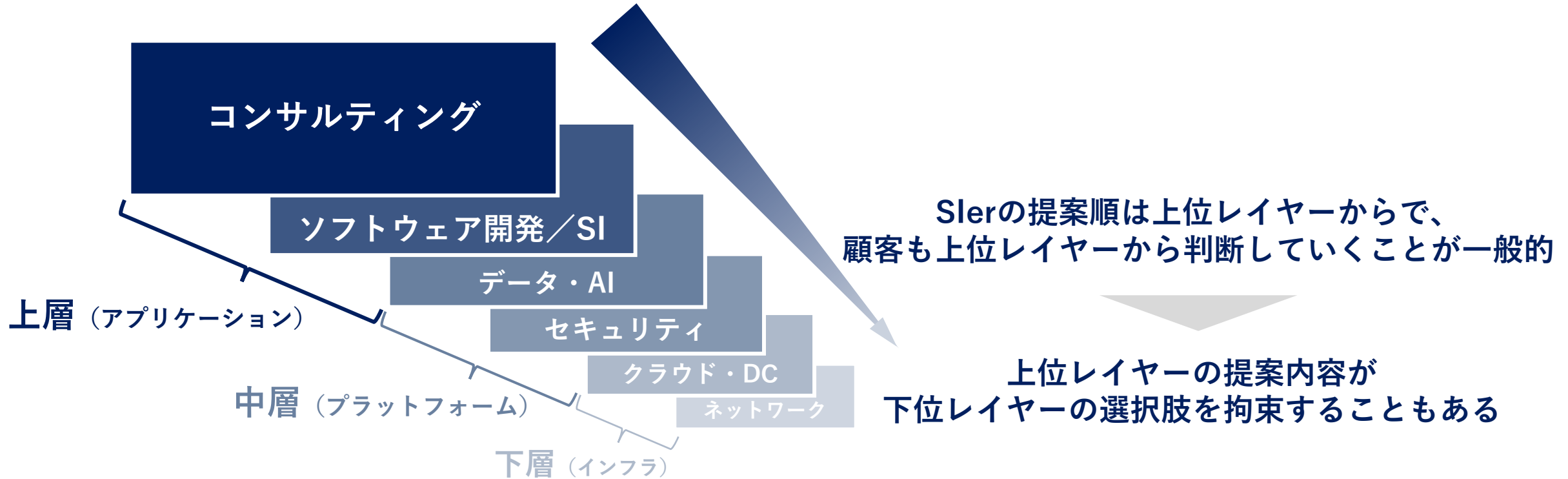
② ソリューション市場の構造的寡占性と系列排他性

- 中央官庁の基幹業務システム（財務省、国税庁、厚生労働省、旧社会保険庁等）は、NTTデータが長年ベンダーとして受託するほか、地方自治体でも、特定自治体での基幹系システムを受託し、周辺自治体にも系列展開している
- 形式上は競争入札でも、実質的にNTTデータを外すことができない業務構造があり、他ベンダーにとって参入障壁のある状態である（ベンダーロックイン効果が存在）
- 特に官公庁や金融インフラ系では、一度システム構築すれば長期間（10年以上）にわたる再委託や乗換が困難なケースが見受けられる（e-Tax、年金システム、全銀システム、CAFIS等）
- ソリューション市場（SI・アウトソーシング等）は系列的・長期固定的な取引が多くを占め、必ずしも競争的でないという側面もある

支配的地位の有無はソリューション市場単体の市場シェアのみでなく、隣接市場を含む影響力、質的な影響力等を含んだ総合的評価をしなければ実態を見誤る（参入障壁、代替性有無といった潜在的競争圧力、対抗的交渉力、効率性等）

【NTTの考え方③】

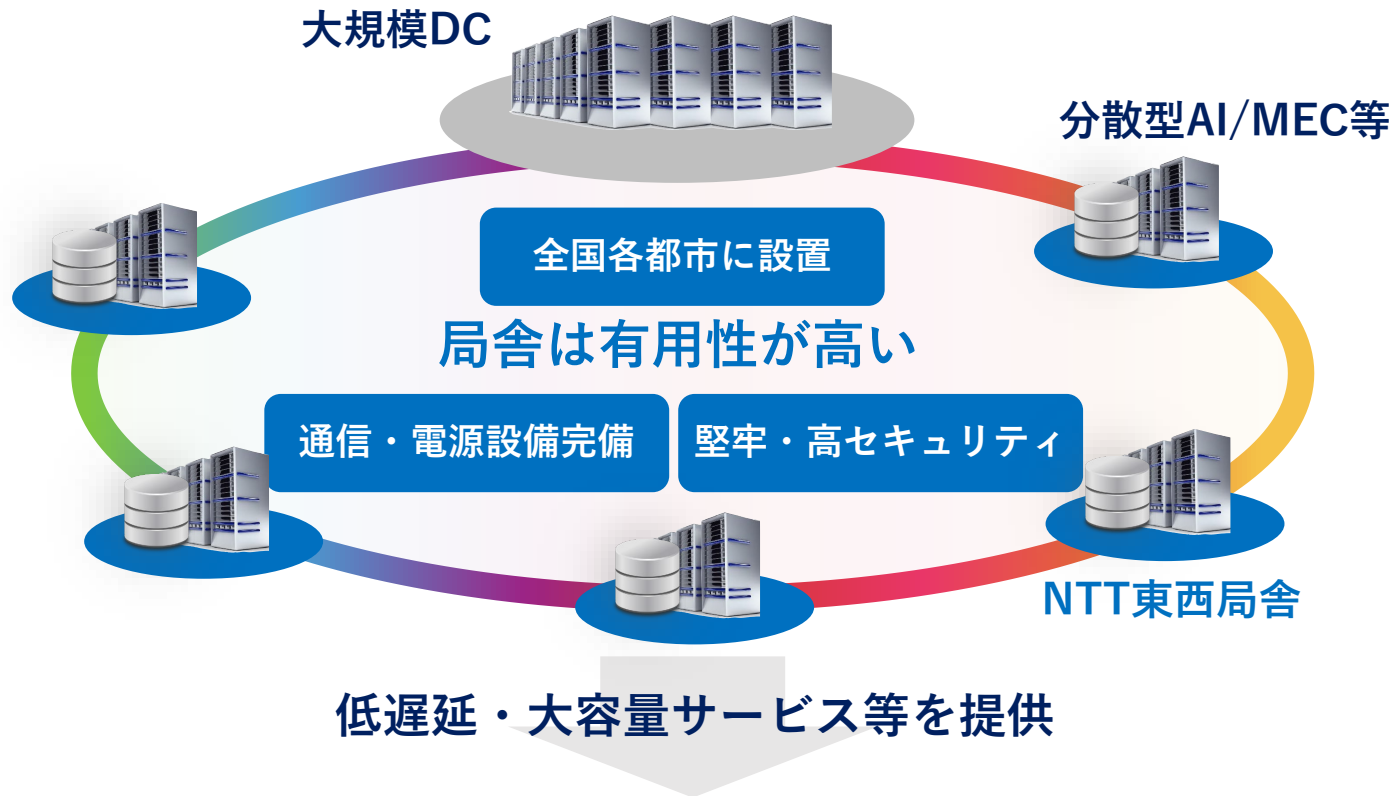
ソリューション市場においてNTTデータは市場支配的地位になく、Slerは顧客ニーズに応じて最適なキャリア・サービスを選択する必要があることから、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はない



NTTデータが電気通信市場における競争に影響を与えることは十分あり得る

具体的懸念の例(1)

NTTデータがNTT東西局舎に設備等を設置してサービス提供することを想定
(一般コロケーションを活用)



限りある局舎スペースを
NTTデータが優先的に利用・留保
※一般コロケーションには規制なし

一般コロケーションにおける
NTTグループとの同等性が確保が必要

空きスペースの圧迫により
義務コロケーションにも影響が出るおそれ



遠隔医療



自動運転



スマートファクトリー



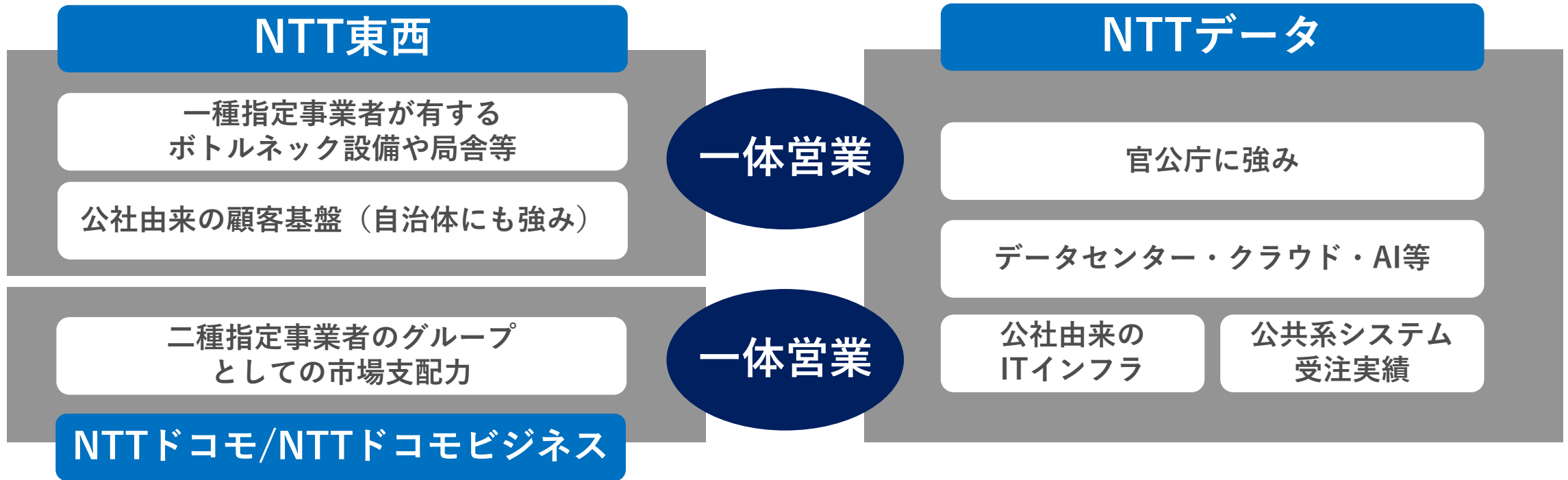
スマート農業



デジタルツイン

具体的懸念の例(2)

持株傘下にある各社（NTT東西・NTTドコモ/ドコモビジネスとNTTデータ間）の
一体営業により競争優位が拡大



**各々の競争優位性が発揮（公共性の高いITインフラ領域等でのベンダーロックイン効果等）され、
禁止行為が潜脱されれば他社サービスの排除が可能**

1. 議論の前提 及び 市場等の現況に関する認識

2. NTTの考え方に関する意見

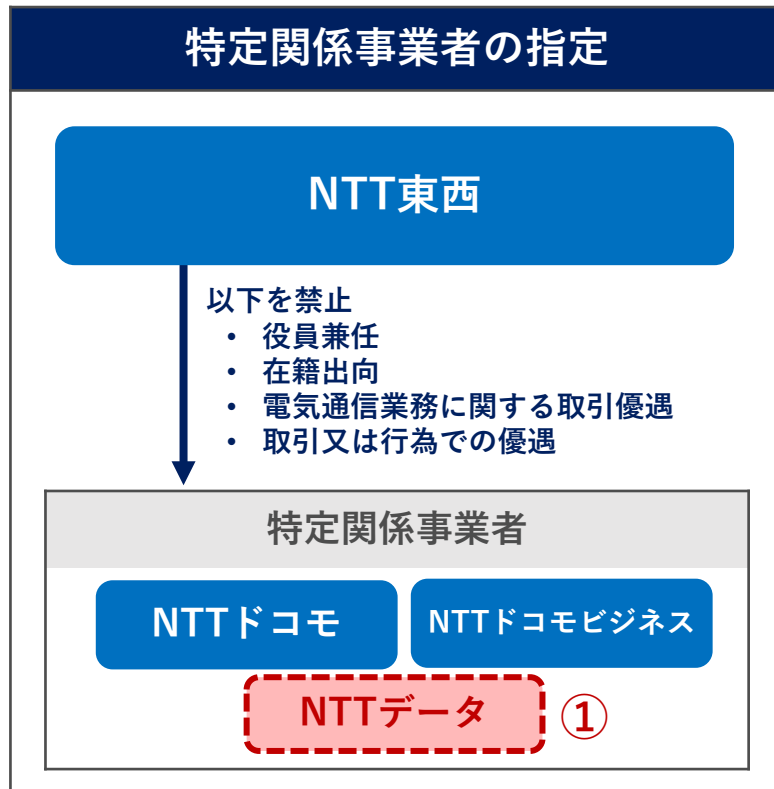
3. 必要な規律等

必要な規律等

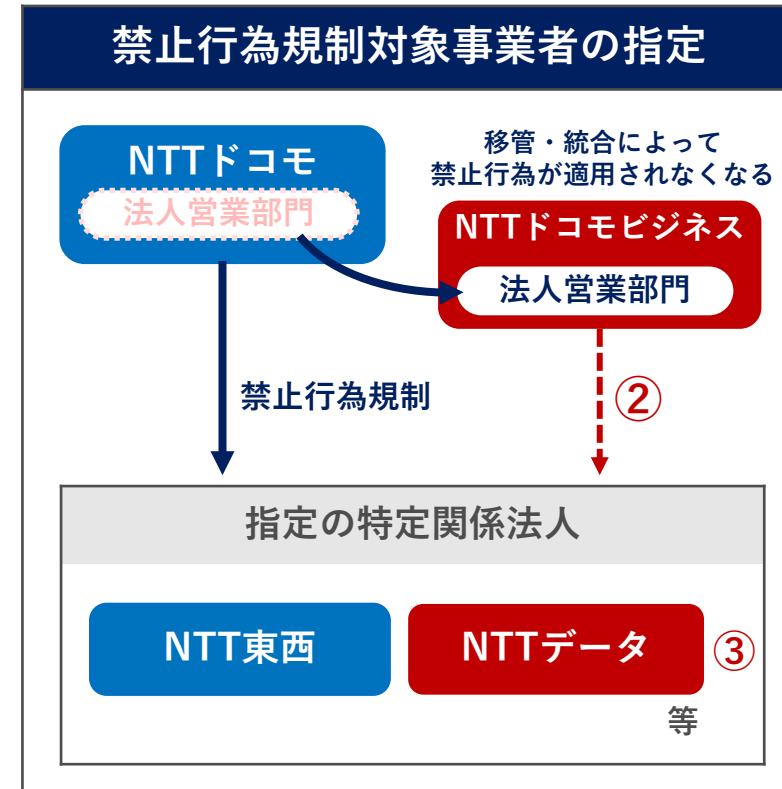
1. NTTデータを禁止行為規制の対象先とすること
2. NTTデータを登録の更新制度の対象先とし、且つ、更新制度の内容を拡充すること
3. NTTデータ等に対する必要な公正競争条件を法定化すること

※グループ各社の役割・機能変更、合併・子会社化等に伴う規制の潜脱防止にも留意し、規律を検討

1. NTTデータを禁止行為規制の対象先とすること



① NTT東西の特定関係事業者（禁止行為規制の対象先）にNTTデータを追加指定

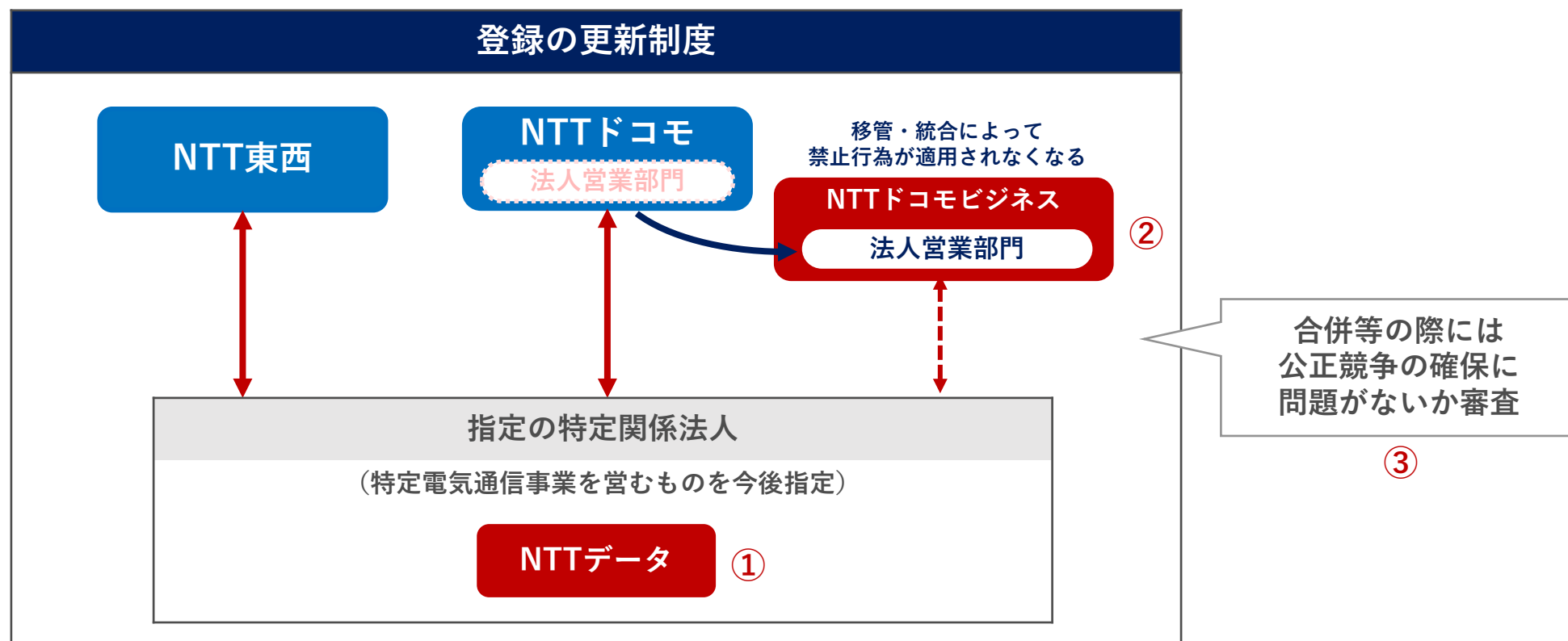


② NTTドコモの禁止行為規制対象先である特定関係法人にNTTデータを引き続き指定

③ NTTドコモの完全子会社であるNTTドコモビジネスにもNTTドコモと同様の禁止行為規制を適用

※上記については、NTTデータのSlerとしての影響力や事業移管等に伴う規制の潜脱行為防止の観点で、所有回線数の多寡や電気通信事業者か否かに依らず、NTTデータを指定することが必要

2. NTTデータを登録の更新制度の対象先とし、且つ、更新制度の内容を拡充すること



- ① NTTデータを指定の特定関係法人として指定（登録の更新制度の対象となる相手先）
- ② NTTドコモの完全子会社であるNTTドコモビジネスにも登録の更新制度を適用
- ③ 登録更新制度の審査対象に「資本構成の変化（子会社化等）」を追加

※上記については、NTTデータのSlerとしての影響力や事業移管等に伴う規制の潜脱行為防止の観点で、所有回線数の多寡や電気通信事業者か否かに依らず、NTTデータを指定することが必要

3. NTTデータ等に対する必要な公正競争条件を法定化すること

NTTグループに対する累次の公正競争条件の概要			6
● NTTの巨大性・独占性等を踏まえ、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための公正競争条件を課しており、大別すると、主に以下の7つの条件に整理できる。			
①	NTT東西によるネットワークの公平な提供	NTT東西	→ NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ
	各種取引条件等の公平性の確保	NTT持株 NTT東西	↔ NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ／ NTTコムウェア
	在籍出向及び役員兼任の禁止	NTT持株 NTT東西	在籍出向 ↔ NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ グループ／NTTデータ
		NTT東西	役員兼任 ↔ NTTドコモ／NTTコム
	独立した営業部門の設置	NTT東西	↔ NTTコム
	顧客情報その他の情報の公平な提供	NTT東西	↔ NTTコム
	共同資材調達の扱い	NTT持株 NTT東西	↔ NTTドコモ／NTTコム／NTTデータ／ NTTコムウェア
		②③	

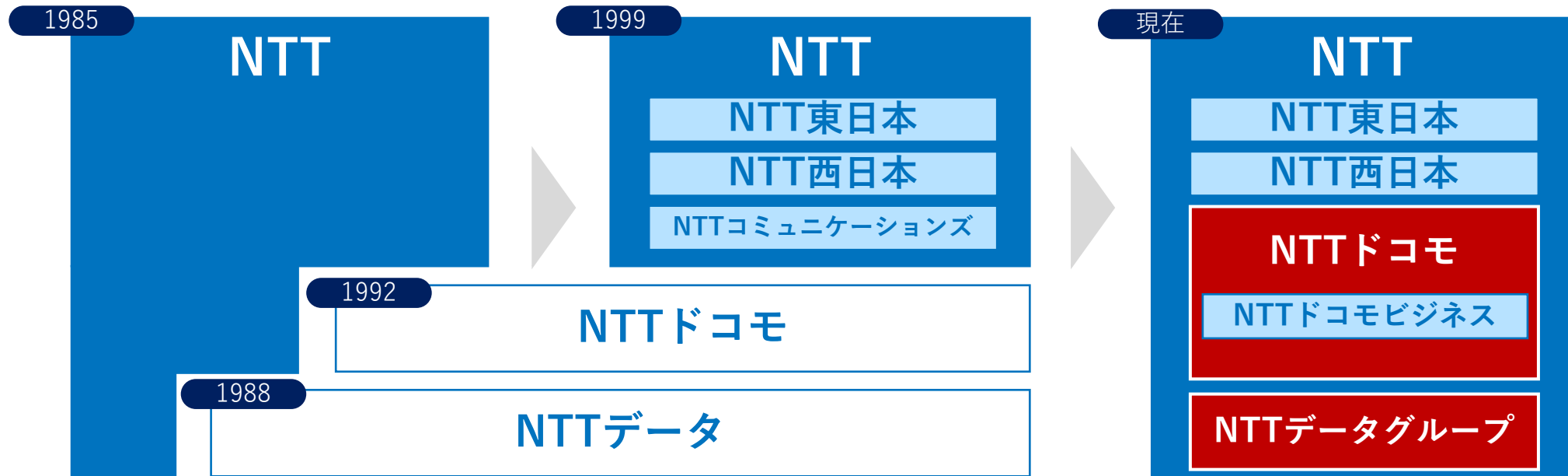
出典：情報通信審議会 通信政策特別委員会 公正競争WG（第6回）
資料6-4 NTT東西等の業務の在り方・NTTグループに関する公正競争の確保の在り方（2024年5月13日）

- ① 事業法の禁止行為規制にて累次の公正競争条件の各条件が担保されるように規定
- ② NTTデータを特定関係事業者に追加指定【再掲】
- ③ 非電気通信事業者であるNTT持株も含む各グループ会社を対象とするよう検討

競争事業者との公正競争の観点で分離・分割されたNTTは、
公社承継の特別な資産を有しながら、グループ再統合を進めている状況

(NTTドコモ・データの完全子会社化投資（計7兆円弱）回収に向け、グループ最適のインセンティブ増加の懸念も増し得る）

仮に、将来的に更なるグループ再編（例：NTT東西の統合、ドコモグループとデータの統合等）が検討される場合においては、特別な資産を有するNTTグループの市場支配力の増大を招き、極めて懸念が大きい



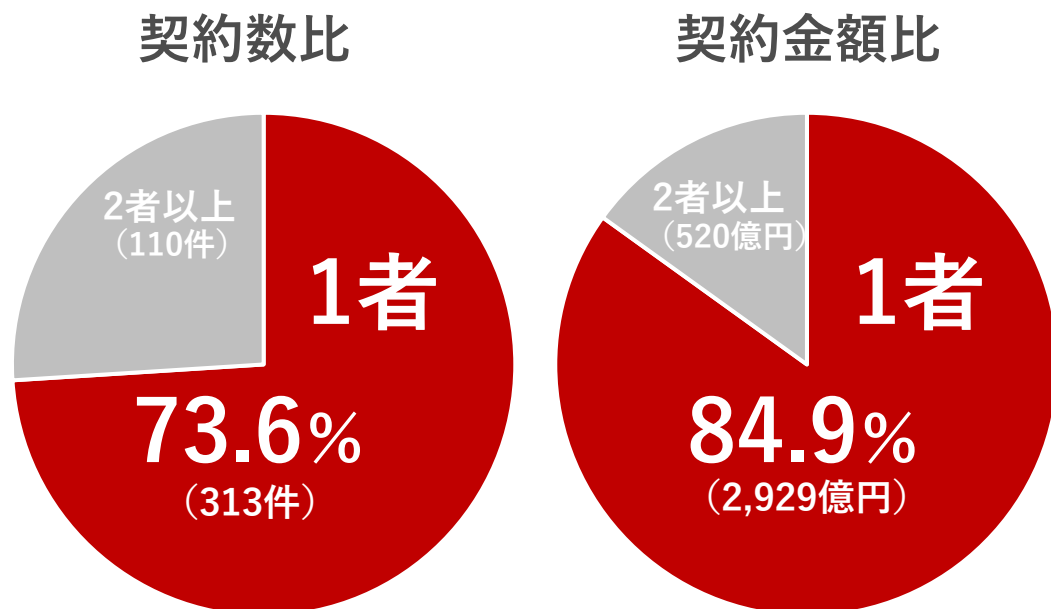
今般のNTT法改正議論において、NTTの有する特別な資産の重要性やNTT法の必要性が再認識されたことを踏まえ、なし崩し的にグループ一体化が進展しないよう厳格に規律すべき

参考資料

【参考】官公庁の情報システム調達におけるベンダーロックインへの指摘事例

＜政府情報システムに係る競争契約の状況(2018年度)＞

会計検査院にて、1者応札の調査結果を報告



出典：会計検査院 政府情報システムに関する会計検査の結果について（2021年5月）

＜ベンダー等の競争制限行為＞

公正取引委員会調査においてヒアリング結果を報告

① ベンダー独自仕様

- 特定のベンダーの独自仕様の提案を受けることがある
- ベンダーの営業担当者は、様々な手段で自社の独自仕様を仕様書に仕込ませようとするインセンティブを有している

② 仕様開示拒否、データ引継ぎの拒否等

- 「データベース構造は当社の知的財産権が関係する事項なので開示不可」とベンダーに難色を示された
- 新システムへのデータ移行時に、既存ベンダーから多額の費用を請求され、そのデータが当該システムに不可欠であったことからやむを得ず支払った

出典：公正取引委員会 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書（2022年2月）

【参考】NTTデータとNTTグループ各社との一体化の懸念の例

官公庁システムの外縁に設けた情報システムのクライアントに対する営業活動

<Zaimon：e-Taxデータ受付サービス>

